

平成 22 年度

第 2 回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 平成 22 年 10 月 19 日 (火)

午後 2 時から 4 時まで

場所 宝塚市役所 2 階 2-4、2-5 会議室

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 平成22年10月19日(火) 午後2時から4時まで
- (2) 開催場所 宝塚市役所 2階 2-4、2-5会議室
- (3) 出席委員等

本日の出席委員は、23人中16人で、次のとおり。

福間委員、梶川委員、田中みさ子委員、寺本委員、多田委員、多胡委員、上村委員、田中剛委員、江原委員、田中こう委員、宮本委員、築添委員、板橋委員、白根委員、菅沼委員及び田村委員である。

なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき会議は成立した。

(4) 会議の内容

- ア 多胡会長は、議事録署名委員として、23番田村委員及び1番福間委員を指名した。
- イ 多胡会長は、宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。
- ウ 次の議題について審議を行った。

議題第1号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更について (事前説明)

議題第2号 阪神間都市計画道路の変更(3.5.6号宝塚平井線)について (事前説明)

報告事項 第1回宝塚市都市計画マスタープラン見直し小委員会について

2 会議要旨

(1) 議題第1号

(議題第1号説明)

(説明の開始)

市 議題第1号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」を説明する。

まず、生産緑地の基本的な事項の概要について説明する。

生産緑地地区として指定するためには、農業の継続が可能な土地であって、かつ面積が一団で500m²以上であることが必要である。

生産緑地に指定されると、固定資産税や相続税等については税制上の優遇措置が受けられる代わりに、30年間の営農が義務付けられることになる。

また、土地利用についても市町村長の許可を受けて、一定規模以下で営農に必要な施設の建築しか認められないことになっている。

また、この生産緑地制度には買取り制度があり、一旦、生産緑地に指定されると、本人の都合により廃止することはできず、4つの要件に該当する場合に限り、市町村長等に買取りの申し出ができるになっている。

1つ目が、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合。

2つ目が、農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせるような故障を有することになった場合。

3つ目が、公共施設の用地となった場合。

4つ目が、一部廃止に伴い、残った農地だけでは500m²の面積要件を満たさなくなった場合に廃止される。

これら以外の原因、例えば農地の所有者の都合で生産緑地を廃止することは認められていない。

この買取りの申し出により、買取りがなされなかつた場合や公共施設の用地となつた場合は、30年間の営農や建築制限等の規制が解除されることになる。

このため、年に一度、新たに追加するものや、すでに建築制限等が解除されたものを総括して、生産緑地地区の都市計画を変更し、該当する生産緑地地区を見直すものである。

(計画書・計画図の説明)

議題書1-2ページ。

今回の生産緑地地区の変更内容について説明する。

今回の見直しは、大きく分けて3つになる。

1つ目は、生産緑地地区の一部を廃止することによる変更が9地区ある。

2つ目は、生産緑地地区が分断されることによる地区の追加と新規の追加である。

3つ目は、生産緑地地区の全体の廃止が6地区ある。

それぞれの計画図は、議題書1-6ページから1-18ページに添付してある。

議題書1-19ページ。

「変更前後対照表」と「計画図」で、代表的なものについて説明する。

1番。

議題書1-6ページの計画図「泉町6地区」についてであるが、農業従事者の故障のため全部が制限解除され、全部を廃止することになる。

2番。

議題書1-7ページの計画図「安倉中23地区」についてであるが、一部が農業従事者の故障により制限が解除されることになったが、残りの農地の面積が500m²未満となるため、今回連鎖廃止となる。

5番。

議題書1-8ページの計画図「中筋14地区」についてであるが、農業従事者の死亡により一部が制限解除されることになったため、一部を廃止することになる。

11番。

議題書1-14ページの計画図「山本中11地区」についてであるが、一団の生産緑地の中央部にある農地の農業従事者が故障となり、買取りが行われなかつた場合、北側に隣接する農地の面積が500m²未満のため連鎖廃止となるところであったが、南側に隣接する農地の所有者が北側の農地と同一であり、この所有者が今回廃止となる農地の一部を取得し、一団の生産緑地を維持することとなつた。

15番及び16番。

議題書1-17ページの計画図「中筋50地区」と「中筋50-1地区」についてであるが、現在、一団の生産緑地である「中筋50地区」の一部が、農業従事者の死亡により制限が解除されることとなつた。

これにより、生産緑地が分断されることとなるが、生産緑地の面積要件500m²以上を満足することから、生産緑地の指定を継続するため新たに枝番1を符番する。

この分断された「中筋50-1地区」は、地区数が増加するだけであり、面積の増減には影響しない。

17番。

議題書1-18ページの計画図「安倉北23地区」についてであるが、今年度の新規追加である。

当該地は、区域の全体が植木畑となっており、植木畑として適切に肥培管理されている。

今回、生産緑地の指定に係る申請が行われ、指定要件を満足することから、新規に追加することになる。

議題書1-19ページ。

今回の変更は、全部廃止が6地区、一部廃止が9地区、分断による追加が1地区、新規追加が1地区であり、合計17地区となる。

面積は1.52haが減少することとなる。

議題書1-20ページ、「生産緑地地区総括表」。

生産緑地地区の地区数は、昨年度が354地区で、今年度は350地区となり、地区数にして4地区的減少となる。

以上が、生産緑地地区の変更内容である。

(スケジュールの説明)

議題書1-22ページ、「生産緑地地区変更に係るスケジュール（案）」。

案の法定縦覧を11月2日から16日までの2週間実施し、11月末に当審議会に諮問し、12月末を目途に都市計画の変更を行っていく予定である。

以上で、議題第1号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終わる。

質疑応答

委 員	議題書 1 - 1 4 ページの山本中 1 1 について、この生産緑地地区の中央部分が一部廃止となることにより農地が分断されるため、所有者がわずかな部分を買取りして、生産緑地地区を維持していくとなっている。
	生産緑地地区の考え方であるが、ある程度耕作しやすい形状の農地であるといった条件があったと思うが、今回の件は一団の農地と判断し難いのではないか。
	どのような形状であれ、面積が 5 0 0 m ² 以上あれば問題ないということであるか。
市	生産緑地地区の新規追加については、追加指定要件を定めており、これに合致するものについて追加指定している。
	その要件の中に、農地の形状についての要件はなく、基本的には市街化区域内の農地をできるだけ維持していくために、指定要件のハードルを下げながら、積極的に追加指定を行ってきた。
	今回は、分断されてしまうと法的な要件を満足しなくなるため、所有者が廃止とならない措置をとり、生産緑地地区を残すことを考えられたということである。
委 員	所有者が生産緑地地区を維持したいとして買取りされたのか。 それとも、宝塚市が維持することについて、積極的に指導したものであるか。
市	今回の件は、所有者自身が維持したいとして積極的に買取りされたことである。 市としては、隣地の廃止に伴って分断され、要件を満たさなくなったことによる連鎖廃止となることは望ましくない状況と考えているため、生産緑地地区が維持できるよう買取り希望者を募り、隣地の農業従事者に買取りの斡旋を行うが、買い手がなければ廃止となってしまう。
	しかし、今回の場合は、農地を取得してまで生産緑地地区を維持していくことを考えられたということである。
委 員	今回、農地を買取った人と、山本中 1 1 で今回廃止とならない農地の所有者は同一であるか。
市	同一である。 これまで、この所有者は間に他人の農地があったため、迂回してそれぞれの農地を行き来していたが、今回の買取りによってその必要がなくなる。
委 員	これまで、何の手立てもなく生産緑地地区は減少する一方であったが、今回の件については、生産緑地地区を維持するために一定の努力があったということで、評価出来ることであると思う。
委 員	農業従事者の故障の理由について、教えてもらいたい。
市	多発性神経症による運動失調、肺気腫、変形性腰椎症、膠原病分泌症、脳梗塞等である。
委 員	死亡による廃止の理由は、後継者がいないため相続しないということであるか。

市	農業に従事可能な相続人がいないということである。
委 員	後継者はいるが農業に従事出来ない、農業従事者が死亡して後継者がいない、あるいは子供はいるが農業を続ける後継者がいない等様々な理由はあるが、農業を続ける後継者がいないということで、死亡によるという理由に全て入っているということであるか。
市	後継者がいるかどうかに係わらず、相続して生産緑地地区を維持する意思がなかったということである。 例えば、営農する意思がなく、生産緑地地区として継続するには制限がかかることになるため、主たる農業従事者の死亡という事実をもって、生産緑地地区を解除することを選択したことであったかもしれないし、営農する後継者がいなかつたためであったかもしれない。
委 員	亀井町 1において、今回廃止する農地と継続する農地の所有者は同一であるか。
市	所有者は別である。
委 員	野上 1についても同様であるか。
市	野上 1については、今回廃止する区域で所有者自身が耕作していたが、継続する区域については、現在市民農園である。 所有者は同一であるが、相続人自身が耕作しないということで、今回、一部廃止となった。
委 員	同様の事例は、他にはないか。
市	今年度においては、この他にはない。
委 員	山本西 7、山本中 2 5、口谷東 2 のそれぞれの所有者についてはどうか。
市	いずれも、今回廃止する農地と継続する農地の所有者は別である。
委 員	今回、新規追加となる安倉 2 3 であるが、現地においてどの位以前から植栽が行われていたか、把握しているか。
市	正確には把握していないが、かなり以前から行われていたと認識している。
委 員	所有者自身が耕作していたのか、それとも小作人が耕作していたのか。 また、なぜ当初に生産緑地地区の指定をせず、今回変更することとなったのか。
市	小作人から、税金が高いので小作料を引き下げてもらえないかとの相談があり、所有者が生産緑地地区に変更することに同意したということである。

委 員	農業委員会においても、生産緑地地区の廃止されるものについて議論を行っているが、結果として廃止となった農地は、多くが宅地に転換されてしまっており、非常に残念である。
	相続人が市内に住んでおらず、相続しても営農できない等の理由について、農業委員会においてはもっと詳細な情報を基に検討を行っている。
	また、同じ農会の中で生産緑地として残す努力はしているが、土地を買収してまで営農できる財力を持った農業従事者もいない。
	こういった状況が、南部市街地における生産緑地地区の実態である。
	耕作物については、花卉園芸のものが多いが、現在では大きな庭に松等を植えるといったことも無くなり、それで商売を行い家計を保っていくということが厳しく、後継者は営農を続けることが出来ないため、後継者は悩んでいる。
	しかし、このような、個人の経済を左右することに口出しすることは出来ない。
会 長	平成19年度の当審議会において、農地の問題と生産緑地の問題について、かなり議論を行った。
委 員	他の農業従事者が買取りを行う場合の価格について、教えてもらえないか。
市	買取り希望価格はあるが、その価格については、国が示している公示価格を参考にしてもらいたいとしている。
委 員	路線価で宅地評価ということであるか。
市	基本的には宅地評価である。
委 員	買取り請求をする相手は、他の農業従事者であるか。
市	宝塚市である。
委 員	買取り請求を行い、その金額が決定した場合、買取り代金等に一定の控除等はあるか。
会 長	控除等については複雑であるため、一概には言えない。
委 員	相続して生産緑地地区を廃止とした場合、これまでの優遇措置が受けられなくなり、一方で相続税について考えなければならない。
	また、買取り請求を行い買取りが行われた場合、そこにも税金が掛かってくることになるため、税務申告等について総合的に考えなければならないことになる。
会 長	市としては、踏み込んでいないことであるため、議論については難しいと思う。
委 員	生産緑地地区の分布は、左岸に多い。
	現在の脈絡のない分布をそのままにして、所有者の事情により廃止することは、あまりに無策ではないかと思う。
	今ある有効な土地資源を上手に活用していくために、市として何かサポートを

行ってきたか。

また、この10年位の間に、菜園付き共同住宅というものが増加しているが、こういったものを上手に活かした住宅開発や、将来を見越しての区画整理によるまちづくりを誘導するなど、市として何か対応してきたものがあるか聞きたい。

会長 市の方針としては、生産緑地地区は維持していくとしているが、具体的な方策についてはこれまで出てきていない。

委員 具体的な話をするためには、個々の地域に入っていく必要があると思う。

会長 方針があり、具体的にどのようにすれば良いかという方策が出てくれば、地域に入っていくことが出来る。

しかし、生産緑地は重要であるとの認識はあるが、そこから先の方策が検討されていないのが現状である。

農業委員会においても議論されているが、具体的な方策については出ていない。よって、現状では地域に入っていくという議論は、一旦置いておく。

市 生産緑地地区の指定制度というものは、農業従事者が生産緑地地区の指定を受けたいとして進めていくものであり、どの地域に農地を配置していくかということで、行政がコントロールできるものではない。

しかし、農地の減少や農政を取り巻く現状を考慮して、行政が何を支援してきたかということについては、本市は近隣市に先駆けて積極的に生産緑地地区の指定を行っており、近年は指定要件を徐々に緩和し、生産緑地地区の指定を受けたい農業従事者があれば、迅速に対応できる環境を整えてきた。

あと、体験農業を行いたいといった気運が高まっているため、環境が整えば市民農園として活用できるように事業を展開している。

また、これ以外にも、例えば市民農園ではなく体験型であって、半分ビジネスで半分は楽しみながらといったように、様々な形の農業が行われている話もあるので、新しい農地の活用について取り組んでいく必要もあると考えている。

会長 平成20年度の当審議会において問題となったのは、議題書1-21ページにある農地の面積の減少についてであった。

生産緑地地区の面積は、平成4年からは約7ha減少しているが、その理由は死亡や相続等によるものである。

一方、市街化区域内農地については、同じ期間に約100ha減少しており、面積の減少については圧倒的に大きく、市街化区域内農地については宅地に転換されていき、農地はいずれは消えていってしまうと考えられる。

現状で農地を維持していくことについては、生産緑地地区の指定が最も強力な制度であるが、これとは別に具体的に新しい制度が必要であると思う。

また、現状でも様々な方法が出てきている。

例えば、営農はしないが土地は手放さずに農地を続けていく信託制度や、他にも、生産緑地地区指定は農地の配置をコントロールできるものではないとの説明があったが、議題書1-6ページの「泉町6」を例にして説明すると、一旦所有者から農地を預かり、周辺の公園の一部としておいて、営農していく事等も考えられる。

個別の理由を確認して、なぜ廃止が止められないかについて検討し、それに対する方針を打ち出していけば、対応可能なものがあると考えられる。
このことについては、平成20年度に議論したときから回答がないため、気になる点である。

市 現在、花卉植木産業の低迷によって、年平均で約3haの農地が減少していることに危機感を感じており、南部市街地については、宝塚市の農業振興計画を策定中で、現在検討中である。

そのような中で、体験農業は1つの手法であると考えており、農業従事者の指導の下で農業を行えば、農業に興味を持つてもらえることにも繋がると思う。

現在、最も問題となっていることは、後継者がいないことと、農業の収入で生活することが難しいということである。

このことに対して、宝塚市としてどのような対策を取り、農業の収入で生活可能なレベルまで持っていくかといった問題について、農業政策として宝塚市農業振興計画策定委員会において議論していきたいと考えている。

会長 農地の減少に対しての方策を考えてはいるが、体験農業では減少を止めることは出来ないと思う。

やはり、農業を行う以上、その収入で生活出来るような方策を、はっきりと示しておかなければならない。

農地が減少して宅地化されると、道路整備によって水路は蓋掛けされてしまい、これによって農業に必要な水の確保が困難になるため、他の農地も営農が出来なくなってしまう。

このような状況を考えると、体験農業程度では農地の減少を止めることは出来ないし、また、農政部局だけで対応出来るものではない。

委員 地域が農業従事者と共に、農業に係わっていくための方策が必要であると思う。

会長 幼稚園や小学校では、そういったことについてかなり実施されているが、軌道に乗らないため、継続していくのが現状である。

例えば、農業従事者が高齢となり、営農の継続が不可能となってしまうと、その時点で途切れてしまい、行政側も継続で対応することは考えていないため、まず、継続していくための方策を、しっかりと整備しておく必要がある。

また、市民農園についてであるが、例えば伊丹市であれば、農業について農業従事者が指導を行っている。

しかし、宝塚市では何も行われておらず、農業の事など、重要なことについていい加減な管理をされる恐れがあるため、様々な専門的見地からの案が必要であると考える。

以上で、議題第1号の審議を終わる。

(2) 議題第2号

(議題第2号説明)

(説明の開始)

市
議題第2号「阪神間都市計画道路の変更（3.5.6号 宝塚平井線）について」を説明する。

宝塚平井線は、宝塚市の中心部を東西に横断する国道176号に位置し、宝塚市壳布2丁目から宝塚市雲雀丘4丁目へ至る延長約3,770m・幅員12mの幹線街路として、昭和30年3月に都市計画決定されている。

次に、整備状況について説明する。

全長3,770mのうち、整備済区間が2,781m、整備中の区間が939m、未着手区間が50mとなっている。

未着手区間については、この都市計画変更完了後、平成23年3月頃に事業認可を取り、着手する予定である。

議題書2-2ページの計画書。

変更内容について説明する。

計画書については、今回の変更内容が一部区域の変更によるものであることから、計画書の変更はない。

計画書の内容については、道路名称、位置、区域、構造についてそれぞれ表記している。

また、道路の幅員については、構造形式が地表式1本の構造となっていることから、全線にわたり1番長い区間の幅員である12mを表示している。

次に、変更理由について。

「宝塚平井線は、宝塚市の中心部を横断する国道176号に位置し、阪急電鉄壳布神社駅南西から川西市境へ至る延長約3,770mの幹線街路として、昭和30年3月に都市計画決定されている。

当該路線の一部区間は西日本旅客鉄道福知山線が近接しており、交通量が多いにもかかわらず右左折の付加車線がなく、踏切遮断時の待機車両による直進車線への交通阻害が見受けられる。

このたび、当該区間の交差点部において、交通安全の向上と円滑な交通処理を図るために付加車線を設置するものである。」としている。

次に、議題書2-3ページの位置図。

今回の変更区域を示しており、延長は340mである。

次に、議題書2-4ページの計画図。

今回の都市計画道路の変更内容についてであるが、既決定、追加、削除部分を示してある。

変更内容は3箇所である。

1箇所目・2箇所目共通であるが、現況の道路状態は交通量が多く、右折待機車両及びJR踏切遮断時の左折待機車両が直進車の阻害要因となり、渋滞が発生している。

議題書2-6ページの平面図。

1箇所目は、平井車庫前交差点である。

この交差点における右折車両による渋滞を解消するため、両側に右折車線を設置する。

この箇所の断面は、議題書2-8ページのNo.11付近の横断図である。

議題書2-7ページの平面図。

2箇所目は、平井踏切道北交差点である。

この交差点における左折車両による渋滞を解消するため、西行き方面に左折車線を、東行き方面に右折車線を設置する。

この箇所の断面は、議題書2-8ページのNo.21付近の横断図である。

以上、付加車線を設置することにより車両の円滑な通行を確保した結果、この間の幅員が広くなっている。

3箇所目は、阪急電鉄平井車庫高架との交差部において、現道の車道端部に平井車庫高架の橋脚が複数あり、歩道設置の妨げとなっている。

今回、歩道の連続性を確保するため、歩道のルートを変更する。

その結果、この間の幅員が広くなっている。

この箇所の断面は、議題書2-8ページのNo.17付近の横断図である。

変更内容は、以上の3箇所である。

次に、議題書2-8ページ。

一般部の道路幅員構成であるが、両サイドに2.5mの歩行者道、1車線3.0m幅員の車道を上下1車の合計2車線設置し、総幅員1.2mである。

次に、今後の都市計画変更手続きについて説明する。

議題書2-9ページ「今後のスケジュール（案）」。

本日の事前説明の後、12月10日から24日までの期間で案の縦覧を行い、平成23年1月に開催予定の当審議会に諮問し、2月開催予定の兵庫県都市計画審議会に諮問した後、3月に都市計画決定を行う予定である。

最後に、地元説明会の結果について報告する。

平成22年9月27日（月）午後7時から、平井自治会館において8名の地元住民の参加があり、また平成22年9月30日（木）午後7時から、雲雀丘会館において19名の地元住民の参加を得て開催した。

以上で、議題第2号「阪神間都市計画道路の変更（3.5.6号 宝塚平井線）について」の説明を終わる。

質疑応答

- 会長 本日の審議において特に問題がなければ、すぐに兵庫県に申し出を行うということであるか。
- 市 今回の審議会において了承があれば、明日にでも兵庫県に申し出を行う。
- 会長 本審議会で事業自体を決定していくものではないため、そのことに注意して意見をお願いしたい。
- 委員 用地買収を行うにあたって、特に問題は無かったか。
- 市 用地買収については、概ね了解を頂きながら進められている。
- 委員 2回開催された説明会での意見等は、どうであったか。
- 市 説明会では、まず、平井踏切道北交差点において左折レーンを設置する計画について説明を行った。
本件については、JR軌道と本線の離隔があまりなく、踏切で待機する車両が直進車両の通行を阻害する状況であるため、今回、左折専用車線の設置を行うものである。
さらに、平井車庫前交差点において、左折専用車線を設置することが出来ないかといった意見があった。
しかし、この交差点については、踏切と一定の離隔があり、左折車両が直進車両の通行を阻害することができないため、左折専用車線の設置については、必要がないと判断している。
それ以外については、事業に対しての前向きな意見を頂いており、早期の完成を目指すといった状況である。
- 会長 今後、事業が滞ってしまうことは考えられないか。
- 市 今回の事業に関しては、地元からの強い要望があるため、早期の整備が可能であると考えている。
- 委員 手続きとしては、都市計画決定後に用地買収を行うのか、それとも、任意で買収を行った後、都市計画決定を行うのか。
- 市 基本的には都市計画決定後に用地買収を行うことになるが、一部については先行して、都市計画決定前に買収を行った所もある。
- 委員 用地買収に係る税制上の処理については、どのようにになっているか。
- 市 税制上の処理については、今年度中に都市計画の変更を行うことを前提に、概ねの市、権利者の合意を得ておき、契約行為を決定後に行う予定の土地もある。
- 会長 税に関しては様々な方法があるが、知つておく必要はある。

委 員	阪急電車高架との交差部において、車道と歩道にかなり高低差があるが、隣接する土地の接道に問題はないか。
市 長	歩道の縦断勾配については、バリアフリー法に基づいて5%以内としている。また、隣接地の接道については、一部に大きな土地の所有者がおり、車道と接続する部分での沿道利用が可能となるよう、調整しているところである。
委 員	議題書2-5ページの参考図において、凡例の現都市計画区域と変更後都市計画区域の表現が紛らわしくないか。 現都市計画道路区域と変更後都市計画道路区域といった名称にはしないのか。
市 長	都市計画区域であることには間違いないが、より詳細に説明するのであれば都市計画道路区域とした方が明確ではあるが、法定図書等の作成において、兵庫県へ照会している中では、このような名称で取り扱うとしている。
委 員	例えば、道路の際に都市計画区域がある場合も、あるのではないか。
市 長	法定図書ではなく参考図書であるので、より分かり易い表現を使用するようにしていく。
会 長	実際には道路区域と表現するものもあるので、そのように表記するか、またはカッコ書き等で表記すれば良いのではないかと思う。 ところで、東西交通における宝塚平井線と176号バイパスの位置付け、役割、道路機能の想定については、道路計画としてどのように考えているのか。
市 長	176号バイパスについては、本市の東西交通の動脈となる広域幹線として位置付けている。 一方、宝塚平井線については、特に山手地域からの交通を受ける、宝塚市内の地域的な公共交通の路線としての位置付けとなる。
会 長	それぞれの道路の役割と分担については、もう少し新しい時代へ向けての検討をしておいてもらいたい。 宝塚平井線については、市内の交通を受けるとなっているが、本市の状況を考えると、植木産業を中心に観光としての役割に重点を置き、176号バイパスについては、通過交通を受けるとすれば、宝塚平井線は、主に歩行者や速度の低い車を受けるとして、例えば11t車は進入禁止とするといったこと等は検討しているか。
市 長	車両の制限による位置付けについては検討していないが、車両の速度規制については、176号バイパスでは50km/h、宝塚平井線では40km/hとなっており、先程説明したような位置付けとなる。
会 長	例えば、宝塚平井線については観光の為の循環バスを通行させ、一方で176号バイパスについては大阪空港等を結ぶ幹線であるため、大型のバスを通行させるといったように、今回の計画では対応出来なくても、将来を見据えて、まちの状況に応じた検討が必要ではないかと考える。

	ところで、平井車庫前交差点において、縦断勾配はどのようにになっているか。
市 会 長	縦断勾配については、ほぼない状態である。
委 員 会 員	そうであるなら、右折専用車線の延長が短くても問題は無いと考えられる。
市 委 員 員	今回、都市計画変更するにあたって、交通量調査は行っているか。
市 委 員 員	平成17年度に調査している。
市 委 員 員	平井車庫前交差点において、西進する車両に対しては、左折専用車線を設置した方が良いのではないかと考える。
市 委 員 員	右折車両は住宅街への進入となるため、台数は少ないのでないか。
市 委 員 員	一方で、抜け道として利用する左折車両が非常に多いことからも、左折専用車線の方が必要ではないかと考えられるが、このことについては、交通量調査のデータを基にして、どのように判断したものであるか。
市 委 員 員	交通量調査において、左折車両は12時間交通量で425台、時間帯ピーク時で55台であり、左折専用車線を設置する必要はないと判断している。
市 委 員 員	右折車両の台数はどの位か。
市 委 員 員	12時間交通量で357台であり、右折車両の方が台数は少ない。
市 委 員 員	但し、公安委員会協議において、右折車両が待機することにより、直進車両が滞留してしまうという事で、右折専用車線を設置することになっている。
市 委 員 員	左折するとすぐに踏切があり、待機可能な車両は2~3台であると考えられるが、この踏切の遮断時間はどの位か。
市 委 員 員	ピーク時で、60分中36分間遮断している。
市 委 員 員	そういう状況であるならば、左折車両が滞留することによって交通渋滞が発生している交差点ではないかと考えられる。
市 委 員 員	公安委員会協議において、踏切が遮断されている時間についても考慮して、なぜ左折専用車線を設置しなかったのかが、少し疑問に思う。
市 委 員 員	ピーク時の左折車両が55台であり、踏切の遮断時間が36分間であることから、滞留する左折車両は2~3台であると推定すると、待機可能と考えられるので、左折専用車線は設置せず、また、一方で右折車両が滞留することが、より直進車両に影響を与えるという判断から、右折専用車線を設置することとしている。
市 委 員 員	西進してきて左折する車両が優先的に滞留していくため、東進側に右折専用車線を設置しても、右折が出来ず滞留することになるため、西側にある平井6丁目交差点を越えて、この右折専用車線を延長することは出来ないか。

市	東進側の右折専用車線についてであるが、30mというのは設置にあたっての最小の延長である。 しかし、これは道路構造令に基づいて判断しており、この延長で十分対応可能であると考えている。
委員	現地を利用する者の実感としては、ピーク時のみ滞留する状況が発生し、それ以外の時間帯では特に問題は無いと考えられるため、この計画で十分ではないかと思う。
会長	左折して南進していくと、農地が多い地区である。 このことは、将来、宅地化される可能性が出てくるということであり、その際の進入車両の増加も考慮しておく必要がある。
市	資料を整理して、数値での検討結果を示すようにしておく。
会長	このことについては、検討はされているということであり、質問があったということで終えておく。
委員	信号機が設置されるのは、平井車庫前交差点だけであるか。
市	現状、平井車庫前交差点には信号機が設置されており、また、平井踏切道北交差点についても点滅信号機が設置されている。 信号機については、これら既存の物を利用することになるため、新設される物はない。
会長	県に申し出を行い、手続きを順次進めていくことについては了承するとして、議題第2号の審議を終わる。

(3) 報告事項

(報告事項説明)

(説明の開始)

市 報告事項「第1回都市計画マスタープランの見直し小委員会について」を報告する。

平成22年3月に開催された平成21年度第6回都市計画審議会において、「宝塚市都市計画マスタープラン見直しのための小委員会」の設置に係る承認を得て、去る10月13日(水)にその第1回目が開催され、委員長に西井和夫委員、委員長代理には澤木昌典委員が選出された。

当日配布資料「宝塚市都市計画マスタープラン策定スケジュール(案)」

小委員会のスケジュールについては、概ね5回の開催を予定しており、今年度は3回開催し、全体構想の中間的な取りまとめまでを予定している。

平成23年度は、地域別構想の取りまとめをはじめ、マスタープランの素案の作成、9月にはパブリックコメントの実施、11月には都市計画審議会に諮問を行い、12月の市議会に説明する予定としている。

当日配布資料「会議次第」。

3の「宝塚市の現状について」から7の「都市づくりの主要な課題と目指すべき方向(案)」について、資料1から資料5を用いながら、一括して事務局から説明を行った。

今回は、資料5「都市づくりの主要な課題と目指すべき方向(案)」のみを配布しているが、この資料は事務局素案である。

会議当日は、この資料の2番「主要な課題」と5番「目指すべき都市像と都市づくりの方向」に関して、重点的に議論を行ったが、意見の集約まで議論できず、小委員会として取りまとめには至っていないため、今回は途中経過として事務局素案等について説明する。

今後、当審議会からも意見を頂きながら決定していきたいと考えている。

資料5「都市づくりの主要な課題と目指すべき方向(案)」についてであるが、まず「宝塚市の現状」について、人口、土地利用、中心市街地をはじめとして分類し、これらの現状を踏まえて、本市の「主要な課題」を掲げてある。

6項目に整理をしてあるが、「人口減少・超高齢化社会への対応」、「職住遊農のバランスのある土地利用の誘導」、「中心市街地の活性化」、「高度化・多様化する市民ニーズへの対応」、「環境問題への対応」、「多様な主体との連携・協働」としている。

「目指すべき都市像と都市づくりの方向(案)」についてであるが、現行都市計画マスタープランの3つの都市計画コンセプトを、新たなマスタープランの目指すべき都市像として継承しながら、都市づくりの方向については課題に対応する形に再構成をする。

小委員会において出された、主な意見について紹介する。

まず、2「主要な課題」についてであるが、

・今後10年間の社会は、超高齢化や少子化、税収の減少など、社会は大きく変動

- する。いかに住民の生活の質を維持し向上につながるまちづくりが必要である。
- ・武庫川をはじめとした河川の治水対策をはじめ、公共水辺空間を活かしたまちづくりが必要である。
 - ・本市単独による完結型から、隣接市町との補完関係をもったネットワークの構築を考慮すべき必要がある。
- といった意見が出された。

- 次に、5「目指すべき都市像と都市づくりの方向（案）」についてであるが、
- ・庭園都市から環境都市、いわゆるエコシティ（エコタウン）を目指し、単なる居住ではなく「共生した居住」といったこれからの時代に求められる概念をもつべきではないか。
 - ・環境に関して、今までではエコを容易に用いられてきたが、これからは、それが倫理的に正しいかどうかを含めて考えていかなければならない。
 - ・記述に古さを感じるところがある。もう少し現在の社会状況にマッチしたキーワードを取り入れていくべきである。
- といった意見が出された。

以上で、「第1回都市計画マスターplanの見直し小委員会について」の報告を終わる。

質疑応答

会長

資料5「都市づくりの主要な課題と目指すべき方向（案）」については、これから的小委員会における検討に伴って変更されていくこともあり、これが決定されたものとして提示されている訳ではない。

また、地域別懇談会を開催する予定としているが、この件については、まだ具体的には決まっていないようである。

ここで、宝塚市の状況について少し説明をする。

まず、人口構造については、高齢化と少子化の問題がある。

宝塚市は住民の定住性が高いため、高齢者の数が増加してきている。

将来代替わりが起きると、生産緑地と同様に土地を相続しても維持できないとして、売却されてしまう可能性が高くなる。

そうなれば、土地の細分化が起こる事に繋がり、特に第1種低層住居専用地域においては、都市計画としては非常に大きな課題となっている。

もう1つは、夜間人口に比べて昼間人口が圧倒的に少ないということであるが、これは、事業所や施設等について、市内に人を引き付けておくものがないということである。

都市計画としては、将来の人口構造をどのように見通していくかということが、大きな課題となってくる。

高齢者も子育て世代も安心して暮らせるまちというものを、どのようにしていけば良いかということについては、これまでに宝塚市が経験したことのないことを見通して、検討していくかなければならないことである。

道路については、本市のkm²当たりの道路整備延長は、非常に短い。

生活のために必要な道路ネットワークが整備されていなければ、様々な面から都市計画上のコストが掛かってしまうことになる。

公園・緑地の整備については、阪神間7市1町の中では最低である。

最近、法令改正が行われたが、そのことへの対応については、議論が進んでいない状況である。

市街化調整区域については、基本的な位置付けについては、自然環境の保持、保全する区域としている。

中心市街地については、住宅への転換が進行して、用途地域とのギャップが生じてきており、また、ファミリーランドやその他企業の保養施設や温泉施設等が、ほとんど撤退してしまっており、集客力が落ちてしまっている。

地区計画や生産緑地の地区数等については、近隣市の中ではトップである。

今回、小委員会の委員として、経済学と環境学のそれぞれの専門家に参加しているが、経済がゼロ成長という状況で、生活の質をいかに確保していくかという課題について、検討する必要があるとの意見があった。

その他にも、エコに関する事や、コミュニティの基礎単位をどのように形成するのかといった意見があった。

委員

第5次総合計画と資料5において、表現が異なる箇所について指摘をしておきたい。

まず、1. 宝塚市の現状【資料1】において、平成22年度以降人口減少に転じるとなっているが、総合計画では平成27年頃から減少するとしている。

具体的には、平成32年には将来人口21万4千人であろうと想定しているので、総合計画の記述に合わせておく方が良いと考える。

会 長

次に、4.上位・関連計画【資料4】において、「宝塚版コンパクトシティの実現」とあるが、総合計画で使用されていない表現を使うのは、どうかと思う。

コンパクトという言葉をかなり使用しているが、総合計画で表現されていないことについて、「総合計画に」と記述することは好ましくないと考える。

そのように記述することはないが、都市計画マスタープランは、必ずしも総合計画に形式的に合わせなければならないものではない。

総合計画は、検討するに当たって必要なデータの整理、検証を行っていない部分もあり、総合計画に記述されていることが古い場合もある。

総合計画については、実際に事業を行う担当部署からフィードバックしたもの反映出していない部分があるが、この点については、今後も注意はしておいた方が良い。

以上で、報告事項については終わる。